

令)、「仕女」(『続日本紀』神護景雲三年一〇月辛酉条)とも称され、賦役令仕丁条等によると、仕丁と同じく一般公民層から徵發される女の仕丁で、宮内省が検校し後宮十二司等で三年を任期に難役に従事していたと考えられている。その数は、国の等級により国ごとに一四人が差点され、天平一七年(七四五)の「宮内省移」(『大日本古文書』二卷四三三頁)や延喜民部省式等から、八・九世紀を通じておよそ一〇〇人前後であったと推定されている。近江国は延喜民部省式では大国であり、この当時は四人の女丁を送っていたと思われる。このようにこの木簡は、宮内省もしくは近江国司より女丁差点の命令を、野洲郡司を通じて、律令地方行政の末端である馬道里長に下達した文書で、里長の「里御宅」である可能性が出てきた西河原遺跡で廃棄されたと考えることができる。木簡の年代は、共伴遺物や書式から大宝元年(七〇一)~靈亀三年(七一七)の間と考えられる。(2)~(4)については、何れも上下端を折損しており、(3)(4)はさらに左側を失っているため判読できなかつた。今後の検討に待ちたい。

なお、木簡の判読、解釈に際しては、奈良国立文化財研究所史料調査室の方々並びに立命館大学の山尾幸久氏よりご教示を得た。

(辻 広志)

木簡学会役員(一九九一・九二年度)

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 会長 | 狩野 久 | 会員 | 町田 章 |
| 副会長 | 早川 庄八 | 委員 | 綾村 宏 |
| | | | 鬼頭 清明 |
| | | | 榮原永遠男 |
| | | | 佐藤 宗誦 |
| | | 館野 和己 | 東野 治之 |
| | | 原 秀三郎 | 永田 英正 |
| 幹事 | 山中 敏史 | 石上 英一 | 鎌田 元一 |
| | 笛山 晴生 | 平川 南 | |
| | 櫛木 謙周 | 吉田 孝 | |
| | 鈴木 景二 | 八木 充 | |
| 吉川 真司 | 渡辺 晃宏 | 寺崎 保広 | 松下 正司 |
| | | 和田 萍 | |
| | | 土橋 誠 | |
| | | 森 公章 | |
| | | 清水 みき | |